

健康診断について

被爆者のみなさんの健康管理のため、健康診断を実施しています。

(1) 健康診断の実施について

「定期健診」及び「希望健診」を行っています。

定期健診 [一般検査]	保健所（健康福祉センター）から毎年定期健診2回分の日時と場所をみなさんにお知らせします。
希望健診 [一般検査] [がん検査]	定期健診以外の時期で、みなさんが受けたいときに年2回まで受けることができます。 そのうち1回は、下記のがん検査として受けることができます。 胃がん、肺がん、大腸がん、多発性骨髄腫 乳がん、子宮がん

※1 健診の結果、必要な場合「精密検査」を受けることができます。

※2 平成28年度から、胃がん検査で、エックス線検査又は胃内視鏡検査のいずれかを選択することができます。

ただし、胃内視鏡検査を実施していない医療機関もありますので、事前に各医療機関にお問い合わせください。

(2) 交通手当の支給を受けるとき

公共の交通機関を利用し、健康診断を受けに行った方に対して支給されます。最寄りの保健所（健康福祉センター）へ申請してください。

支給条件 一般検査：往復運賃が400円以上かかった場合
精密検査：全額支給

提出書類等 交通手当支給申請書
(健康診断を受けた医療機関で、その旨証明を受けたもの)

※健康診断を受けるための交通費が対象です。

治療のため受診したときにかかった交通費は対象外です。